(高位裁判所およびオンタリオ裁判所)

村 井 衡 平

第14条 臨時命令の申立

- **14.** (1) いつ申立をするか。下記のいずれかを申し立てたいと思う人は、申立をすることができる。
 - 1. 申立の中でなされた請求のための1時的命令。
 - 2. 事件をどのように進めるかの方針。
 - 3. 命令または合意の変更。(しかし,子どもおよび家族サービス法の第64 条のもとで再審理できる子どもの保護事件における最終的な命令に変更はない)。
- (2) 誰れが申立をするか、申立は事件における一方当事者または利害関係のある人によってなされる。
- (3) 申立の当事者。申立によって影響をうける人もまた申立の目的のため、当事者であるが、しかし、このことは、監護に関する申立によって影響をうける子どもの面接、子どもの保護、養子縁組または子どもの扶養によって影響をうける子どもには適用しない。
- (4) すべての申立のための事件協議会。事件協議会は、すべての申立のために 開始される。
- (4.1) 事件協議会は以前に申立はできない。申立または補強証拠のいかなる通知も送達され、また事件協議会が開かれる以前に申立が審議されることはない。
- (4.2) 緊急性、困難など。細則(4)および(4.1)は、もし裁判所の意思によれば、

緊急性が存在するとか、または事件協議会は正義に関連するなんらかの理由に よって要求されない。

- (5) 最終的な命令を変更する申立。第(4)項の規定にかかわらず,一方当事者は 最終命令または合意を尊重すべき命令または規則第15条のもとで,事件協議会 が行われるべく申し立てたが、しかし申立は認められなかった。
- (6) 他の申立。規則第4条は下記のような申立を認めない。
 - (a) 規則第15条(4)のもとで現在の命令を変更するもの(詐欺,誤り,不注意)
 - (b) 第31条のもとでの注意命令または細則(22)のもとでの書面の破棄命令。
 - (c) 第16章のもとでの略式判決。
 - (d) 家族責任事務所のディレクターが免許の停止から回復することを要求 する。
 - (e) サポート停止命令の制限またはひきのばし、
 - (e•1) 子ども保護事件において,
 - (e•2) 通知することなく、合意にもとづいて、反対されることなく(型 式14) または
 - (c•3) 控訴審において行なわれ,
 - (f) 第37条もしくは第57条1項(8), または
 - (g) カナダ以外の地になされた管轄内扶養命令の登録を取り消す。
- (7) 複雑な事情を含む申立。一複雑な事情を含んだ申立を審理する判事は、
 - (a) 申立またはそのある部分が公判として審理されることを命じることができるし、また
 - (b) 必要ななんらかの指示を与えることができる。
- (8) 電話またはビデオ会議の提案。電話またはビデオ会議による審議を望む一方当事者は、
 - (a) 申立の審議のために書記官から指定をうけ,
 - (b) 必要な準備を行い,
 - (c) すべての他の当事者に指定と準備の通知をし、それをファイルし、かつ、
 - (d) 特別な通知としての申立に参加する。
- (9) 申立のための書面。申立は通知と共になされたかどうかにより、

118 (118)

- (a) 申立(型式14) および宣誓供述書(14A) および
- (b) 追加的な証拠によって補強されることを必要とする。
- (10) 手続上、複雑でなく、または反対のない事項―申立の型式。もし申立が手続上、複雑でなくまたは反対のない事項に限られているとき、申立をする当事者は、申立および宣誓供述書の代わりに、(型式14B) を利用することができる。
- (11) 通知づきの申立。通知づきの申立をする一方当事者は
 - (a) 第(9)項および第(0)項に触れた書面を他のすべての当事者に、申立日の 4日前までに送達するものとし、
 - (b) 送達後,できるだけ早く,書面をファイルするものとするが,しかし申立の日より2日以上おそくなってはいけない。さらに
 - (c) 申立の日より2日前のおそくとも午後2時までに確認(型式14C)をファイルする。
- (11.1) おそくない書面。申立に使用する書面は申立の日より2日前の午後2時までに送達されるか、または申出の日の2日前の午後2時までに確認(型式14C)をファイルさせるものとする。
- (12) 通知なしの申立。申立はもし、
 - (a) 申立の性質または事情が申立を不必要とし、または合理的にみて可能でなく、
 - (b) 子どもがオンタリオから移動することは直接的な危険があり、かつ、 移動の通知がおくれることは、多分、重大な結果を引き起すにちがいない。
 - (c) 移動する子どもまたは当事者の健康または安全性に重大な結果を及ぼ すにちがいないし、または
 - (d) 運動の概念を通知することは、重大な結果を引き起すにちがいない。
- (13) 通知なしに運動を利用する書面をファイルすること。通知することなく、運動のために利用する書面は、運動日より以前にファイルされるべきであるが、裁判所が別の定めをするときは、この限りではない。
- (14) 予告なしになされた命令(型式14D)は事件を裁判所に送り返えすことが要求され、かつ、もし可能であれば、同じ判事のもとに14日以内または裁判所が選定する日に送り返えされ、かつ、もし可能であれば、同じ判事のもとに返えされる。

- (15) 通知なしになされた命令の送達。通知なしになされた命令は、直ちに、通知に用いられた書面と共に、すべての当事者に送達されるものとする。ただし、裁判所が別のことを命じるときは、この限りでない。
- (16) 申立の取消。申立をする一方当事者は、第12条のもとで申込または返答が撤回されるのと同じ方法で取り消される。
- (17) 申込の証拠。申込の証拠は、下記の方法のいずれかによって与えられる。
 - 1. 宣誓口述書または他の容認された方法。
 - 2. 規則第20条のもとでの問答の写し。
 - 3. 裁判所の許可のもとでの口頭証拠。
- (18) 個人的な承認のもとでの宣誓供述書。申立に用いられる宣誓供述書は、できる限り、宣誓供述書に署名して着手する人が個人的に承知している情報のみを含んでいる。
- (19) 他の情報にもとづく宣誓供述書。宣誓供述書はまた他の誰れかから聞いた情報を含めることができるが、それは
 - (a) 情報の源泉がそれに署名する人は名前によって知られており、かつ、 宣誓供述書は署名する人がその情報は真実であると信じており、かつ、
 - (b) さらに加えて、もし申立が第31条のもとでの侮辱であれば、情報は拒絶されることになりそうである。
- (20) 証拠にもとづく限定。下記の制約は申立の証拠に適用される。ただし、裁判所が別のことを命じるときは、この限りではない。
 - 1. 申立をする当事者は、申立を支持するすべての証拠を仕向けるべきである。
 - 2. 申立に反対する当事者は、すべての反対の証拠を提出するものとする。
 - 3. 申立をする当事者は、ついで、申立に反対する当事者によって提出された証拠による新らしい事態に答える新らしい証拠を提出することができる。
 - 4. 他のいかなる証拠も利用されない。
- (21) 裁判所の許可なしにいかなる申立もできない。当事者の一方が事件の進行をおくらせ、またはメリットもないのに多くの申立をして裁判の費用を増加させるとき、裁判所は一方当事者に対し、裁判所の許可なしに何か他の申出をしないよう命じることができる。

- (22) 書面を削除すべき申立。裁判所は申立により、公正な審理を遅らせ、または困難にするような書面の全部または一部を取り消し、時間の浪費であり、または裁判所の手続の不法妨害または濫用である。
- (2) 申立にもとづいてなされた命令に従わないこと。申立にもとづいてなされた裁判所の命令に従わない一方当事者は、裁判所からのさらなる命令をうける権利はない。ただし、裁判所は申立にもとづいて、他の救済に加え、これらの権利のもとで許される何か他の救済をうけることができる。
 - (a) 当事者の事件を棄却し、または当事者の返答を打破し、または当事者 によって提出された何か他の書面を用いる。
 - (b) 審理を延期するか、または本件に他の手段を用いる。
 - (c) 費用に関する命令を含め、適切な他の命令をする。

第15条 最終命令または合意の変更申立。

15. (0.1) 申 立。この規則は

- (a) 家族法典の第35条のもとでファイルされた扶養料の合意による変更に,
- (b) 子どもおよび家族サービス法の第64条のもとで受理される子ども保護 事件における最終命令を除いて、受理される。
- (1) 特別サービス。最短通知期間。最終命令または合意の変更申立の通知および補強証拠申立の通知および補強証拠は、特別送達(細則 6(3)) によって送達され、かつ、通常送達にはよらない。
 - (a) もし送達をうける当事者がカナダまたはアメリカに居住しているときは、申立がなされるときより少くとも30日以降、
 - (b) もし当事者がその他の地で送達をうけるときは、申立がなされる日より60日以前。
- (2) 事務所、代理店等への定期的サービス。第(1)項の規定にかかわらず、書証および証拠の通知は、通常サービスによって、細則第8条(6)に触れられた人々に行われる。
- (2.1) 申立は事件協議会の面前で聴取されることはない。一方当事者は,第 (1)項の規定するように,事件協議会が行われる以前に,申立の通知および補強 証拠を提出することができる。

- (3) 命令または規則を変更する運動の場所。規則第5条(事件が進行する場所)は、運動が新らしい事件であったかのように、命令または合意を変更する運動に適用される。
- (4) 扶養の変更。扶養の譲受人の仕事一扶養命令または合意。離婚法 (カナダ) および家族法典が認めるように、当事者は彼等の証券をあたかも譲受人がまた 一方当事者であったかのように取り扱うものとする。
- (5) 譲受人は一方当事者となることができる。一申立の中に財政上の利益を主張する通告をすることによって、譲受人は申立の中での財務上の利益の範囲において、被告となる。
- (6) もし被告人が第(4)項に要求される通知をうけなかったとき,
 - (a) 裁判所はいつでも、他の当事者に対する譲受人による申立により、それが譲受人の財務上の利益に影響を及ぼす範囲において、変更された命令を取り消すことができる。
 - (b) 変更を請求した当事者は、変更された命令は取り消されるべきではないことを立証する責任を負わされ、さらに、
 - (c) もし変更された命令が取り消されるとき、譲受人は取り消すための運動の費用を完全に回復することができる。ただし、裁判所が別のことを命じるときは、この限りでない。
- (7) 宣誓供述書の内容。命令または合意を変更するのに利用される宣誓供述書は、
 - (a) 当事者または子どもが通常、居住している場所。
 - (b) 企図されている変更に関係する人々の名前および誕生日。
 - (c) 当事者が結婚しているか、または他の人と同居を始めるとき、
 - (d) 最近の監護および面接の手続。
 - (e) 誰れか費用を負担しない人の詳細を含めて最近の扶養の詳細。
 - (f) 問われた変化の詳細および命令または合意の変化の原因としての事情の変更。
 - (g) 監護および面接の争点を調整または解明するための努力の詳細。
 - (h) 扶養の命令または合意を変更すべき運動において、扶養が割り当てられ、かつ、当事者に知らされた割り当ての内容が変更を必要としていること。

- (i) 子どもの扶養命令または合意を変更しようとする運動において,第21 条によって要求される収入および財政的状況。
- (j) 子どもの扶養料支払命令または合意による金額について,子どもの扶養料ガイドラインが適用できる表の合計ではなく,適用可能な子ども扶養料ガイドラインの中の表のそれとはちがった金額への合意が可能である。
- (8) 宣誓供述書への展示。さらに加えて、監護、面接または扶養に関する既存の命令または合意は、宣誓供述書への証拠書類として添付されるものとする。
- (9) 子どもの扶養は合意によって変更する。第10項の規定は、当事者が命令に 同意したとき、第7項に代って適用する。
 - (a) 子どもの扶養料の支払命令または合意, および
 - (b) その唯一の難問は下記の1つまたはそれ以上である。
 - 1. 子どもの扶養料の支払い。子どもの扶養料が適用できる扶養料であるかどうか。
 - 2. 未払いの子ども扶養料の支払延期、減額または取消。
 - 3. 未払いの子ども扶養料を支払スケジュールに従って支払う。
 - 4. 費用の支払。
- (10) 子どもの扶養料の合意にもとづく変更。ファイルされるべき資料。第(9)項に記載された事件において、申立の通知および第(7)項で記載された宣誓供述書をファイルする代わりに、当事者は下記をファイルする。
 - (a) すべての必要な付属書類と共に、変更された情報(型式15)
 - (b) 合意書(型式15A)
 - (c) 草案命令のコピー5通。
 - (d) 各当事者宛てのスタンプされた封筒。
- (11) 同意運動—裁判所にこない当事者。もし当事者が(10)に記載された材料を提出するとき,
 - (a) 彼等は裁判所にこないが、しかし、書記官は資料を裁判所に手渡し、かつ、
 - (b) 判事は、一方で、両当事者にさらなる資料を裁判所に提出するよう命令することができる。
- (12) こどもの扶養料変更の争い。提供された資料。子どもの扶養料支払命令または合意を変更するについて、他方当事者の同意を得られなかったとき、

- (a) 変更を求める当事者は、宣誓供述書の代わりに、すべての要求された 証拠と共に"変更情報書"(型式15)を提出する。
- (b) 申立に答える当事者は、変更を要求する当事者の証拠に不満をのべる 宣誓供述書を提出し、かつ、
- (c) もし一方当事者が命令は適用できる子ども扶養料ガイドラインの表に 従ってなされるべきではないと主張するとき、扶養料の受領者および支払 者各自は、適用可能な子ども扶養料ガイドラインによって表示される証拠 を含む宣誓供述書をファイルするか、さもなければ、

第4条(150.000ドル以上の収入)

第6条(義理の親)

第7条(特別な費用)

第8条(わずかな支出)

第9条(分割監護)

第10条 (不当な困難)

第21条(収入および財政的情報)

- (13) 裁判所の権限。裁判所の意見によれば、同意にもとづくものかどうかを問わず、裁判所は裁判に関する指針を定め、指示を与えることができる。
- (14) 命令の変更。詐欺、錯誤、不注意。-裁判所は申立により、命令が
 - (a) 詐欺によって入手された。
 - (b) 不注意を含んでいる。
 - (c) 錯誤を含んでいる。
 - (d) 通知することなく、申立てられた。
 - (e) 予告なしに申し立てられた

ことを理由に変更することができる。

- (15) 規則第(4)の適用。規則第(4)は最強的な命令または合意に変更する修正に適用する。
- (16) 規則第144のもとでの申立。規則第144のもとでの申立は、最終的な命令または合意の変更の申立としてなされる。

第16条 略式判決

- 16. (1) 利用できるとき。被告が答弁書を提出し、または答弁書を提出する時期が経過したのち、一方当事者は、事件において提出されたなんらかの請求または抗弁に関する審理なしに、最終命令として略式判決を言渡すよう請求することができる。
- (2) 離婚手続を除いてなんらかの事件に利用できる。第(1)項のもとでの略式判決の申出は、子どもの保護を含むも、離婚請求は含まない事件において、なされることができる。
- (3) 離婚請求。離婚請求を含む事件において、第36条(離婚)に定められた反対のない離婚手続が利用されるか、または離婚訴訟は総則の第12条(6)のもとで行われる。
- (4) 要求される証拠。申立をする当事者は、審理を請求する争点はないことを示す宣誓供述書または他の証拠を提出するためにする。
- (4.1) 責任を負う当事者の証拠。申立をする当事者によって提出された宣誓 供述書または単なる申立または否認にたよることなく、宣誓供述書または他の 証拠により、審理のための真正な証拠を示すものとする。
- (5) 人の認識からではない証拠。もし当事者の証拠が、論争になっている事実を個人的に認識した人からのものでないとき、裁判所は当事者に不利な結論を出すであろう。
- (6) 審理すべき争点がない。審理を必要とする真正な争点がないとき、裁判所はしたがって、最終命令をするものとする。
- (7) 唯一の真正な争点として権利付与が問題であるとき、裁判所は付与すべき量を認定する。
- (8) 純接な争点が法律問題である場合に、裁判所は争点を決定し、妥当な命令をする。
- (9) 指示を与える命令。もし裁判所が最終命令をしないか、または争点の審理 に関する命令をしないとき、裁判所はまた、
 - (a) どのような争点が争われていないかを特定し、かつ、事件がいかにして、いつ、審理されるか。(この事件において、審理手続がどのように行

われるか、命令が定めているか、不正を阻止するために裁判所が別の定め をするときは、この限りでない)。

- (b) 指示を与え, かつ,
- (c) 条件を課す(たとえば,一方当事者が保証として裁判所に金銭を支払 うよう要求するとか,一方当事者が裁判所に開示することを制限する。)
- (10) 成功しない申立の費用。申立をした当事者が成功しなかったとき、裁判所は他方当事者の費用は完全に回復させることを原則とし、かつ、それらを直ちに支払うよう申し立てた当事者にそれらを理由に支払うよう命じる。
- (11) 費 用。悪意のとき、もし一方当事者が悪意で行動したとき、裁判所は行動の費用を完全な回復を基礎にして決定し、かつ、一方に対し、それらを即時に支払うものとする。
- (12) 法律上の争点にもとづく略式判決の申立。裁判所は申立にもとづいて、
 - (a) 審理前の法律問題を決定し、もし判決が事件の全部または一部を処分できるならば、審理を事実上短縮し、実質的な費用を省くことができる。
 - (b) 申立,回答または返答は、それか合理的な請求または抗告を何ものべていないがゆえに、削除する。
 - (c) 下記の理由で事件を棄却または延長する。
 - (i) 裁判所はそれについて管轄権を有していない。
 - (ii) 一方当事者は事件を続ける法律上の資格がない。
 - (iii) 同じ当事者が同様の事態について同じ当事者となっている。
 - (iv) 事件は時間の浪費であるか、または裁判所手続の濫用である。
- (3) 法律上の争点についての略式判決の申立の証拠。第12項のもとでの主張について、もし当事者が合意するか、または裁判所が許可するときにのみ、証拠は許容される。

第17章 協議会

- 17. (1) 妨禦事件における協議会, 解答がファイルされている各事件において,
 - (a) 判事は付則(1.1)の定める場合を除いて、少くとも1件の事件協議会を指導し、かつ、
 - (b) 判事は解決協議会, 審理運営協議会または双方を指導する。

126 (126)

- (1.1) 例 外。子ども保護事件における随意な事件協議,子ども保護事件において、事件協議会が
 - (a) 一方当事者がそれを要求するとき、または
 - (b) 裁判所がそれを適切に判断する
- (2) 防禦されない事件。もし返答がないとき、
 - (a) 裁判所書記官は、請求にもとづいて事件協議会を予定し、または
 - (b) 解決協議会または裁判運営協議会が、もし裁判所がそれを命じるとき のみ、開かれる。
- (3) 命令または合意を変更すべき提案。第(1)項は、必要な変更をうけて、最終命令または判例付きのもとでの裁判命令または合意を変更する申立に適用する。
- (4) 事件協議会の目的。事件協議会の目的は
 - (a) 事件を解決するチャンスを探る。
 - (b) 争いとなっている点となっていない点を明らかにし,
 - (c) 争いのある諸点を解決する方法を探る。
 - (d) 関連する証拠を明らかにするよう努める。
 - (e) 事件を簡素化する。
 - (f) 事件における次のステップのための日付の決定。
 - (g) もし可能であれば、当事者が訴訟になる前にとるべき手段のためのタイム・テーブルを設ける。
 - (h) もしそれが適切であれば、解決のための協議会を設け、さらに
 - (i) 企てられた提案に関して指図を与え、特別な予定表を準備することを含めて、かつ、もし適切であれば、議論の要約をファイルすることを命令する。
- (4.1) 事件協議会の設置を望む一方当事者は、"事件協議会の通知"を準備し、ファイルするものとする。
- (5) 解決協議会の目的。この会の目的は,
 - (a) 事件解決のチャンスを探る。
 - (b) 争いの争点を確定し、または狭める。
 - (c) 関連する証拠をばくろする。
 - (d) 事件を単純化することを容易にする。
 - (e) もし可能であれば、裁判所はいかにして事件を解決すべきか、見解を

得ること。

- (f) 事件をすばやく、かつ、正確に解決するのを助ける何か他の方法を考える。
- (8) 事件が解決されないとき、裁判所と提出された証人その他の証拠を確認し、
- (6) 審理運営協議会の目的。本会の目的は下記を含む。
 - (a) 事件を解決するチャンスの探究。
 - (b) もし適切であれば、書面による報告書、事実に関する一致した報告書、他の方法による宣誓供述書。
 - (c) 審理をどのように進めるか、その方法の決定。
 - (d) どのような方法で証人がテストされ、また、どのような他の証拠が審理に提出されるか、確実にされ、
 - (e) 審理に必要な時間の評価。
 - (f) 審理の目付の決定(これまでなされていなければ)。
- (7) 総合的な協議会。判事の指摘に従い、事件協議会、解決協議会および審理マネージメント協議会の1部または全部は、そうするのが適切であるとき、統合されることができる。
- (8) 協議会における命令。事件協議会、解決協議会または審理マネージメント 協議会において、判事は、もしそうするのが適であれば、
 - (a) 書面開示命令(規則19),質問(規則20)または申立にもとづく議論の要約をファイルし,事件における次のステップのための指針を与える。
- (9) 判事以外の人との協議会。事例協議会または解決協議会は適切な上級判事によって指名された人によって司会されることができる。ただし、一方当事者が判事との協議を要求するときは、この限りでない。
- (10) 事件が審理される前に、判事との解決協議会をもつ。手続は、
 - (a) 1人の判事が解決協議会を司会するか、または
 - (b) 1人の判事が事件を審理すべく予定される。
- (11) 事件協議会。最終命令または合意と変更すべき申込。
- (12) 強 制。選択的な協議会。強制に当って、事件協議会、調停協議会または 審理運営協議会は、当事者の協議により、または判事の指示により行われる。
- (13) 各協議会のために、各当事者は事件協議会摘要書(型式17Aまたは17B)、

128 (128)

家族法規則 (3)

解決協議会摘要書(型式17Eまたは17D)もしくは審理運営協議会摘要書(型式17E)を作成し、配布する。

- (13.0.1) 子ども保護事件における報告書は事件協議会が(第1.1)のもとで行われるためにのみ送達される。
- (13.1) 報告書を送達する時機。評議会を要求する一方当事者,(または,評議会が一方当事者によって要求されないとき,申立人)は評議会のために計画された日の少なくとも7日前までに,準備書面を提出し,かつ,他方当事者はこの日より4日以上おくれてはならない。
- (14) 出席を承認する各当事者。協議会が予定されている日の2日前の午後2時までに、各当事者は確認のファイルをするものとする。(型式14C)。
- (14.1) 評議会において使用される準備書面その他の書面は、評議会が予定された日の2日前の午後2時までに送達またはファイルされることができる。
- (15) 評議会にくる当事者および弁護士。下記の人々は各協議会に出席するものとする。
 - 1. 当事者。ただし裁判所が他の命令をするときは、この限りでない。
 - 2. 代理される当事者各自のために、弁護士は事件について充分な知識と権威をもって仕事をする。
- (16) 電話またはビデオ会議による参加。

会議を司会する判事から予め得た許可により、一方当事者または弁護士は、電話またはビデオ会議によって協議に参加することができる。

- (17) 電話またはビデオ会議の設定。電話またはビデオ会議に参加することを許可された当事者は、
 - (a) 必要な準備をし、
 - (b) 準備の通知をすべての他の当事者に行い、かつ、それをファイルし、 さらに
 - (c) 特定の通知により、会議に参加する。
- (18) 延期された会議の費用。もし会議が、一方当事者が準備をせず、必要な書面を送達せず、要求された開示をせず、または他の方法でこれらの規則に従わなかったとき、判事は、
 - (a) 当事者に対し、直ちに協議会の費用を支払うよう命じ、
 - (b) 費用の額を決定し、かつ、

- (c) 必要な指示を与える。
- (9) 会議による合意。会議において合意に達しなかったことは、それが当事者、証人および特別な当事者を含む事件では裁判所によって是認されるまで、効力を有しない。
- 20) 継続する記録中にファイルされた合意。合意は継続される記録の1部分としてファイルされる。ただし、裁判所が別のことを命じるときは、この限りでない。
- (21) 継続的な記録。審理運営協議会摘要書は継続的な記録の一部を成す。
- (2) 継続的な記録。事件協議会摘要書。事件協議会摘要書は継続的な記録の一部分を形成するものではない。ただし、裁判所が別のことを命じ、かつ、協議会の終了後に、それらをファイルした当事者に返還されるか、または協議会の終了後、裁判所職員によって破棄されるものとする。
- (22.1) 記録に含まれる事件協議会摘要書からの削除。もし裁判所が事件協議会に継続的な記録の一部分を形成するよう命じるとき、事件の解決を処理する摘要書の部分が削除される。
- (22.2) 継続的な記録。解決協議会の摘要書は、継続的な記録の一部を形成するものではなく、協議会の終了に当って当事者に返還されるべきものであり、当事者はそれらを協議会ののち、直ちにファイルするか、または裁判所のスタッフによって破棄される。
- (23) 調停協議会の秘密保持。調停協議会のために準備された摘要書または証拠は、継続的な記録の一部を成すものではなく、調停協議会でなされたいかなる 陳述も、他の判事に露見しないものとする。ただし、
 - (a) 調停協議会において一致した合意, または
 - (b) 命令

はこれを除外する。

(24) 調停協議会の判事は争点を聞くことができない。

(25) 子ども保護事件において、子どもが保護を必要としている事実が認定される場合に、「こどもおよび家族サービス法」の第57条のもとで、これまで事件に関与していない判事もそれが可能である。